

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和4年4月21日)

項目	ページ
■ 農業大学校の学生及び研修生の動向	
【農業大学校】……………	2
■ 農高・農大一貫プロジェクトの推進について	
【農業大学校】……………	3
■ 県有農地貸付料に係る遅延利息の誤徴収について	
【農地・水保全課】……………	4
■ 鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第1回）の開催結果について	
【森林づくり推進課】……………	5
■ 境港水産物直売センターのリニューアルオープンについて	
【水産振興課】……………	6
■ 令和4年春のアユの遡上状況について	
【水産振興課、栽培漁業センター】……………	7
■ 第8次鳥取県栽培漁業基本計画（案）の策定について	
【水産振興課】……………	9
■ 松葉がにの令和3年度水揚状況等について	
【漁業調整課】……………	11
■ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について	
【県産材・林産振興課、水産振興課】……………	12

農 林 水 産 部

農業大学校の学生及び研修生の動向

令和4年4月21日
農業大学校

1 養成課程（主に高卒者を対象とし、修業期間は2年間）

(1) 応募者・入学者の状況

今年度の入学者数は新型コロナウイルス感染症の影響で他県からの入学希望者への学校案内（オープンキャンパス等）が十分にできなかったこともあり、県外からの受験生が減少し、18名に留まった。

(2) 卒業生の進路

将来独立就農を目指す学生であっても、すぐに自立の道を選択する学生は少なくなっている。さらなる農業技術の習得と自立就農に必要な自己資金を蓄えるために、一旦は農業法人等への就職を希望する学生が多い。近年の就農率は59～76%で推移している。

【応募者・入学者の状況】 (単位：人)

入学年度	H30	R1	R2	R3	R4	
応募者数	28	34(1)	26(2)	38(1)	21(1)	
入学者数	果樹	3	2	5	6	5(1)
	野菜	10	8	6	7	6
	花き	4	2	2	5	1
	作物	5	4	4	6	3
	畜産	2	8	5	6(1)	3
	計	24	24	22	30	18(1)

() は社会人特別入学で、内数

【卒業生の進路】 (単位：人)

区分	卒業年度				
	H29	H30	R1	R2	R3
就農(a)	2	3	2	2	0
農業法人等(b)	10	6	9	10	12
研修等の後就農(c)	0	1	0	4	1
就職	5	7	4	4	5
進学	1	0	1	0	1
未定	0	0	1	1	2
計(d)	18	17	17	21	21
就農率(a+b+c)/d (%)	67	59	65	76	67

※R3 就農率は進学後就農希望の学生1名を加えている

2 研修課程

スキルアップ研修（就農を希望する社会人を対象とし、大学校内で行う技術研修）

就農希望品目に関する栽培管理の基礎を座学及び実習で習得する。長期研修は受講者5名中2名が修了して就農し、3名が研修継続中である。短期研修（品目別研修）は受講者3名が修了し、就農した。

(単位：人)

種別	R3 応募者数	専攻別受講者数						修了者数	
		果樹	野菜	花き	作物	畜産	計	うち 就農者	
長期研修（研修期間：1年間）	4	2	3				5	2	2
短期研修（研修期間：4か月）	5		5 (白ねぎ 3 スイカ 2)				5	3	3

※(定員) スキルアップ研修(長期研修)：15名/2回・年間

スキルアップ研修(短期研修)：30名/5回・6品目・年間、() は品目研修別人数

3 アグリチャレンジ科（公共職業訓練：農業機械等の技能訓練を中心に行う研修。研修期間は4か月）

年間3回、各期25名を定員として募集を継続している。修了者の就農率は、令和3年度内に修了した第17期から第19期の3期平均で86.9%以上となっている。

(1) 応募等の概況

(単位：人)

期別	訓練期間	募集定員	応募者	合格者	入校者	修了者
第17期	R3.2.9～R3.5.21	25	15	8	8	8
第18期	R3.6.4～R3.9.17	25	12	8	8	8
第19期	R3.10.13～R4.1.28	25	8	8	8	7

(2) 修了者の進路

(単位：人)

種別 期別	雇用就農 (A)	自営就農 (B)	親元就農 (C)	研修後就農 (D)	農外就職	農外起業	未定	合計 (E)	就農率(%) (A+B+C+D)/E
第17期	6	0	2	0	0	0	0	8	100
第18期	2	1	1	2	1	0	1	8	75.0
第19期	5	0	0	1	0	0	1	7	85.7

農高・農大一貫プロジェクトの推進について

令和4年4月21日
農業大学校

令和2年2月議会において、「農高・農大一貫プロジェクト」の取組への提案がなされ、倉吉農業高校（以下「倉農」という）等と協議を重ね取り組んできた「農高・農大一貫プロジェクト」について、現在の状況を報告します。

1 令和3年度 of 取組状況について

倉農等と協議を重ねた結果、共通したテーマを持って、取り組めるコースから連携してプロジェクトに取り組んでいくという方向性が定まった。

コース	取組内容	時期	内容
果樹	ジョイント栽培の実際について	5月	ジョイント栽培用長苗の管理方法の指導（誘引、ジベレリン処理）
		7月	農大のジョイント栽培圃場におけるジョイント樹の栽培状況の見学など
野菜	情報交換	通年	野菜苗の育苗方法について情報交換を行った。
花き	情報交換	5月	【倉吉農高】高校で実習の取組状況を見学
		10月	切り花や花壇苗の栽培に関するアドバイスをを行った。
		8月	【鳥取湖陵】農大で各種切り花や鉢花栽培に関するアドバイスをを行った。
		12月	グローバルGAPの取組について紹介した。
		11月	【智頭農林】農大で県内花き生産の現状や、切り花、鉢花栽培に関するアドバイスをを行った。
作物	スマート農業先端技術実演・見学	5月	JAアグリサービスが行う水稲ドローン播種実演の見学を行った。
		6月	クボタ農機と連携してアシストトラクターの実演を行った。
		9月	倉農の圃場を見学。水田での水位センサー等の設置状況を確認した。
畜産 【全共対策】	候補牛の生産	3・6月	全共出品候補牛を生産（倉農1頭、農大4頭）
	候補牛の育成	7月～	倉農が生産した子牛を農大へ移動し、子牛の管理について情報交換（7/16） 全共候補牛の管理について畜産推進機構の助言を受け、改善に取り組んだ（7/30）
	牛の調教	12月	全共集合審査会の視察（12/8）、牛の調教講習会の受講（木嶋牛舎、12/17）
		1月	農大で候補牛の調教（姿勢、運動）を開始。候補牛を3頭とした。

2 令和4年度 of 取組について

今年の実績を踏まえて、体系的に継続性を持って、各コースともに農業系高校とより良い関係が構築できるようにプロジェクト活動を実施する。

コース	取組内容	時期	内容
果樹	ジョイント栽培 接木1年目の樹体管理	3月	ジョイント樹の接ぎ木の技術指導
		5・6月	接ぎ木後1年目の樹体の管理方法指導
野菜	情報交換	6月	農大、倉農を互いに視察し、意見交換を行う。
		11月	育苗方法に関する勉強会の実施
花き	花き栽培の情報提供	5月	【鳥取湖陵】生育不良圃場の聞き取りや、対策等に関するアドバイスをを行う。
		11月	【倉吉農高】花きコースの実習内容やプロジェクトの取組を紹介する。
		12月	【農業系高校】花きコースの実習内容やグローバルGAPの取組を紹介する。
作物	スマート農業圃場見学意見交換	通年	農大の各圃場の見学、GAPの状況報告
		5・7月	倉農で無人トラクター、ドローンの圃場実演を見学
		12月	本年度の実績と来年度の計画検討
畜産 【全共対策】	牛育成・調教	4月	候補牛3頭の育成、調教の継続。取組内容の概要確認。
	出品牛選定	5月	出品牛1頭の選定（他に補欠1頭選出）
	出品牛訓練	6・9月	出品牛の長所を活かした調教、訓練。発表用資料のブラッシュアップ。
	全共出品	10月	全共へ出品し、連携した取組内容の発信。

3 今後の取組について

(1) プロジェクトの進捗管理及び継続的なプロジェクト実施のためにPDCAサイクルで検証する。

(2) 県内農業系高校との連携

《鳥取県農業クラブ連盟との連携強化》

- ・農業大学校で開催されるオープンキャンパスに併せて、農業クラブ連盟主催の「農業後継者の集い」を同時開催し、高校生・農大生との交流を推進する。
- ・農業クラブ連盟プロジェクト発表会へ参加し、情報共有の強化を図る。

県有農地貸付料に係る遅延利息の誤徴収について

令和4年4月21日
農地・水保全課

県有農地（中海干拓農地）の貸付料の納付遅延に伴い遅延利息を徴収した際、算定に用いた割合が本来の割合より過大なものとなっていたため、令和元年以降に請求した4件（3名）について遅延利息を誤徴収（過徴収）していたことが判明しました。

1 誤徴収の原因

- 中海干拓農地の貸付料に係る遅延利息については、中海干拓県有農地売渡・貸付要領第13条第2項に基づき徴収しており、遅延利息の額は鳥取県公有財産事務取扱規則第21条の規定に基づく額と定めている。
- 鳥取県公有財産事務取扱規則第21条では、「年14.6%の割合と租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3%の割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した額とする。」とされており、低い割合である後者で算定した額で徴収している。
- 平成30年度以降の遅延利息の算定において、租税特別措置法第93条第2項の規定により割合が毎年告示されることを承知しないまま、平成28年の告示（平成28年12月12日財務省告示第362号）の年0.7%を誤って適用し続けていたため、誤徴収となっていた。

2 誤徴収の内容

(単位：円)

請求年度 (貸付年度)	財務省告示の割合 (遅延利息算定割合)		遅延利息の件数		過徴収の額	備考
	請求時の割合	正しい割合	内、誤徴収			
H30(H29)	0.7% (9.0%)	0.6% (8.9%)	1	—	—	端数処理により影響なし
R1(H30)	0.7% (9.0%)	0.6% (8.9%)	1	1	10	
R2(R1)	0.7% (9.0%)	0.6% (8.9%)	2	1	10	
R3(R2)	0.7% (9.0%)	0.5% (8.8%)	2	2	20	
計			6	4	40	

3 今後の対応

- 誤徴収の対象となった方に対しては謝罪と説明を行っており、今後、還付の手続きを進める。
- 同様の誤りを繰り返さないよう、チェック体制を強化する等、再発防止を徹底して、適正な事務処理に努める。

【参 考】

<中海干拓県有農地売渡・貸付要領（抜粋）>

(売買代金・貸付料の支払い)

第13条 (略)

2 (略)

なお、貸付けの相手方は、納期限までに貸付料及び土地改良区賦課金を支払わないときは、次による額の遅延利息を県に支払うものとする。但し、遅延利息の額が100円未満であるときは、当該遅延利息は徴収しない。

(1) 貸付料については、鳥取県公有財産事務取扱規則第21条の規定に基づく額

(2) (略)

<鳥取県公有財産事務取扱規則（抜粋）>

(遅延利息)

第21条 (略)

2 前項の遅延利息の額は、貸付料の金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき、納付期日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合と租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第1回）の開催結果について

令和4年4月21日
税務課
森林づくり推進課

鳥取県では、県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月より森林環境保全税を導入しています。

令和4年度が第4期の最終年度となりますが、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより国税である「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設されたことから、県税である森林環境保全税のこれまでの事業効果等の検証を行うとともに、本税の存続の要否を含むあり方を検討するため、検討会を設置し、その第1回を次のとおり開催しましたので結果を報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 令和4年3月28日（月）午後1時30分から4時30分まで
- (2) 開催方法 オンライン開催
- (3) 出席者 委員6名

区分	氏名	団体（所属）名 ・ 職名
学識経験者	沼尾 波子（座長）	東洋大学国際学部教授（地方財政論）
	荒田 鉄二	公立鳥取環境大学環境学部教授（環境哲学）
納税者代表	下浦 友紀	税理士
市町村代表	辻 佳枝	米子市総務部長
	矢部 整	智頭町副町長
県	西尾 浩一	鳥取県総務部長

（※令和4年3月時点）

(4) 主な検討事項

- ア 森林環境保全税（県税）のこれまでの事業実績及び事業効果等の検証・評価
- イ 森林環境税（国税）の創設を踏まえた両税の関係性の整理
- ウ 森林環境保全税（県税）により取り組むべき財政需要

2 主な意見

- ・ 県税の存続の要否を判断するには、県民の理解を得る上でも県及び市町村の今後の財政需要と財源の必要性の整理が必要。
- ・ 市町村に譲与される国税は幅広く活用が可能であり、市町村の意見を踏まえた上で県税との役割分担や連携を整理することが必要。
- ・ 普通林間伐への上乗せ補助に超過課税を充当することについて丁寧な議論が必要。

3 第2回検討会に向けた対応

- ・ 市町村と県それぞれの将来を含めた財政需要を試算した上で、市町村が国税により対応可能な範囲と、県税での対応が求められる範囲を整理し、県税の要否を検討する。
- ・ 市町村への説明・意見交換を実施し、市町村の意向も踏まえて市町村・県の役割分担、国税・県税の用途の整理を再検討する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月頃	市町村への説明・意見交換
5月頃	県政参画電子アンケート
6月下旬頃	第2回あり方検討会
8月頃	パブリックコメント
9月頃	第3回あり方検討会：最終とりまとめ

境港水産物直売センターのリニューアルオープンについて

令和4年4月21日
水産振興課

山陰旋網漁業協同組合が整備していた境港水産物直売センターが令和3年度に完成し、4月24日にリニューアルオープンするので、次のとおり報告します。

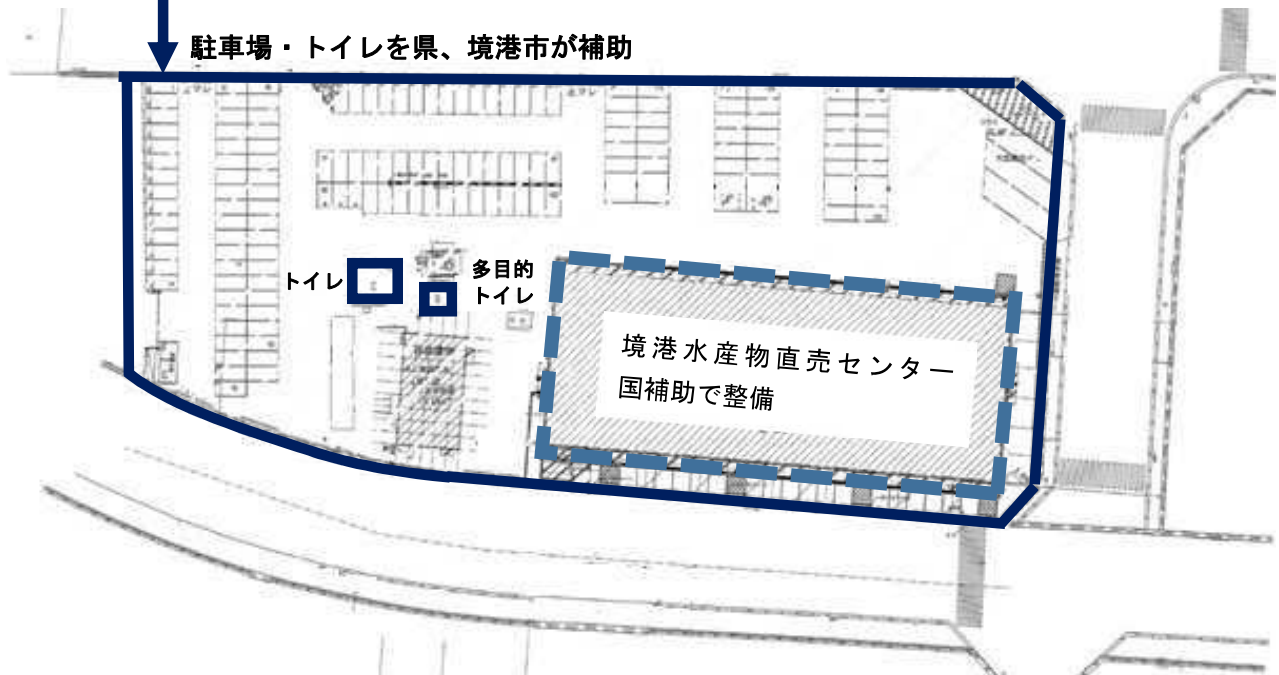
1 事業概要

境港地域の水産関係者、行政等で構成する「さかいみなど漁港・市場活性化協議会」が、平成25年に策定した「さかいみなど漁港・市場活性化ビジョン」に基づき、魅力ある水産物直売センターを創出するため、また、8月に供用開始する市場2号上屋に合わせ、一貫した衛生管理体制を構築するため、山陰旋網漁業協同組合が直売センターを建て直した。



総事業費	約4.2億円（税抜）（うち、国・県・市補助金：約2.2億円）
事業主体	山陰旋網漁業協同組合（さんまき）
補助率	国1/2（水産業競争力強化緊急施設整備事業）、県1/6、市1/6（ <u>県、市は駐車場・トイレのみが補助対象</u> ）
施設規模	鉄骨造平屋建て、延べ面積1,993.75㎡、駐車場、トイレ
店舗	水産テナント12店舗（さんまき直営店含む、1店舗はねり製品）、土産テナント1店舗、飲食店1店舗（さんまき）、別棟で飲食店1店舗（海陽亭、補助対象外）

↓
駐車場・トイレを県、境港市が補助



2 リニューアルオープン式典及びイベント

(1) 式典

- ・日時 4月24日（日）午前10時～
- ・場所 境港水産物直売センター（境港市昭和町9-5）
- ・内容 挨拶、来賓祝辞、感謝状贈呈、祝電披露、鏡開き、乾杯
- ・参加者 衆議院議員、参議院議員、水産庁関係者、知事、市長、漁業関係者、仲買関係者等

(2) イベント

- ・魚つめ放題、マグロ解体ショー&即売、せり体験、すなばコーヒーキッチンカー
- ・ダラズFM公開生放送、水産バンド演奏、すやまとしおライブ

令和4年春のアユの遡上状況について

令和4年4月21日
水産振興課、栽培漁業センター

本県では平成26年以降のアユ資源激減に対応するため、栽培漁業センターが各種調査研究を行うとともに、各漁協も放流事業の強化等不漁対策を講じた結果、今年は増加する見込みとなりましたので報告します。

1 遡上状況及び今年の見込み

- 4月5日の栽培漁業センター調査では、日野川車尾堰直下において約1.3万尾/日のアユの遡上が確認された。(日野川は昨年1年間で7.6万尾)
- 本県におけるアユの遡上は、例年4月～6月末頃まで続き、盛期がゴールデンウィーク頃だが、現時点では昨年同時期と比べアユの遡上が多く、本年は過去5か年と比較し最も遡上が良くなると期待できる。
- 千代川、天神川においては定量的な情報がまだないものの、付近の港(賀露港、泊漁港)で多数のアユが確認されており、これらが今後遡上してくることが期待できる。

2 増加要因

- 令和3年は海域の餌が豊富だった。
- 千代川においては、令和3年6月補正でアユの産卵期間の長期化、産卵量の増加に繋がる対策を実施したことも一つの要因と思われる。

(対策の内容)

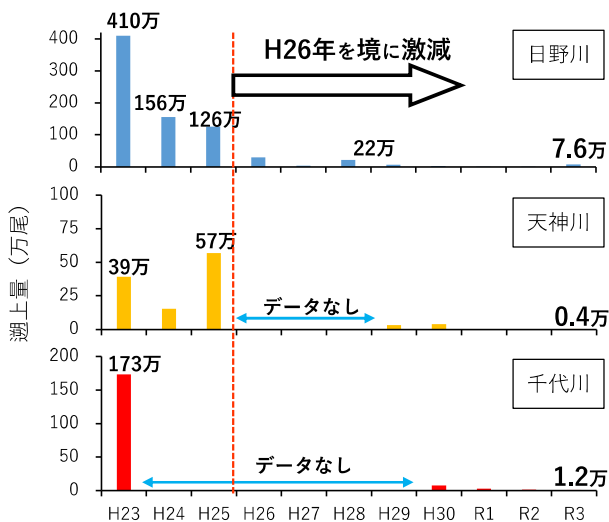
餌が豊富で高い生残率が見込める良好な海洋環境となったタイミング(産卵期後期)で、産卵親魚放流(1,280尾)、カワウ防除対策を行い、産卵期を長期化させ、産卵量を増加させる対策を実施した。

3 各流域の遡上状況

(1) 3月下旬の日野川でのアユの遡上状況

- 3月24日に日野川で漁協職員が初遡上を確認した。多数のアユが車尾堰(王子製紙付近に位置する)の小わざ魚道を越えていった。
- 3月25日、栽培漁業センターがサンプル採集のため車尾堰直下で投網による調査を実施したところ、1投で70尾のアユが採集された(約25尾/m²)。かなり密度が高く、遡上初期の段階で多数のアユが日野川を上ってきていたと推測される。

(2) 県内河川における近年の遡上状況



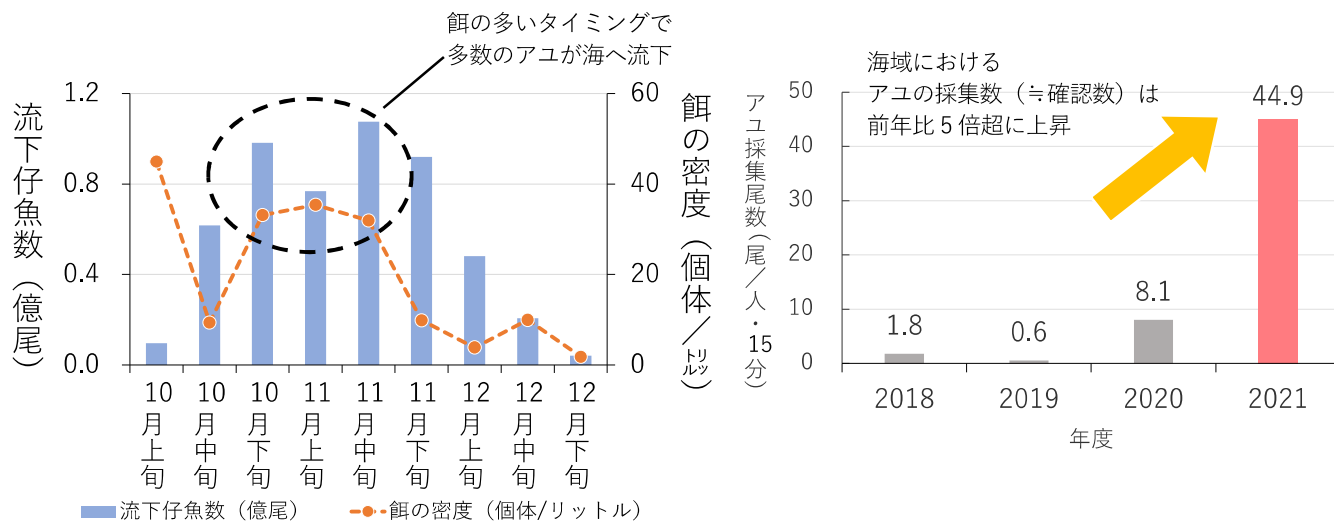
- 平成25年まで比較的アユの遡上状況は良好だったが、平成26年以降、アユの遡上量は激減しており、平成23年と比較した令和2年の遡上減少率は99%以上となった(図)。
- 遡上不良が広い範囲で同時に起こっていることから、海洋生活期の生き残りが良くないことがうかがわれ、現在、国の研究機関等と共同調査を実施している。
- 近年の本県におけるアユ遡上不良は、海洋生活期(アユは孵化後、一定期間海で生活し、春に河川を遡上してくる)の餌不足によりアユの生残率が低下したことが要因として挙げられる。



写真は令和4年4月5日の状況：1時間で3,000尾以上の遡上を確認(昨年は4月1日828尾/時間、4月8日396尾/時間)

(3) 増加要因—海域におけるアユの生残率の向上（日野川及び美保湾の調査結果）

- ・令和3年は海域に餌の多いタイミングで多数のアユが孵化した（左図）。また10～12月に海域でアユ採集を実施したところ、前年比で5倍以上のアユが確認された（右図）。よって、餌が豊富にあったことにより海洋生活期の生き残りが良好であったと判断できる。
- ・現在遡上しているアユは10月下旬～11月上旬生まれの個体が主体である。今後、11月中旬生まれの個体が遡上に加わってくるため遡上数が増えると期待できる。



4 今後の課題

- (1) アユの餌となる動物プランクトンは短期間で増減し、年変動も大きいため、孵化のタイミングによりアユの生残率が大きく異なる。一定の産卵量を長期間維持することで、天然個体だけで資源を維持できるアユの量を確保することが必要である。
- (2) 4月5日の調査で、日野川車尾堰では堰堤に向かって跳躍する個体があったが、堤高が高く遡上できていなかった。一方、車尾堰左岸側に並びで設置している小わざ魚道では遡上できていた。このようにアユ資源が回復すると、現在3河川で進めている小わざ魚道整備やカワウ対策の重要性が増す。
 - ・小わざ魚道の整備を進め河川の連続性を確保することで、アユが適切な生息環境に分布することが可能となり、良好な漁場形成やアユ資源の維持に繋がる。
 - ・河川内にアユが増加すれば、摂餌のためカワウの飛来数が増加することが危惧されるため、対策を強化する必要がある。

第8次鳥取県栽培漁業基本計画（案）の策定について

令和4年4月21日

水産振興課

沿岸漁場整備開発法第7条の2の規定に基づき第8次鳥取県栽培漁業基本計画を策定するため、第8次鳥取県栽培漁業基本計画策定協議会の議論を経て、原案を作成しましたので報告します。

- 計画期間：令和4年度から令和8年度まで
- 策定スケジュール：令和3年12月22日 第8次鳥取県栽培漁業基本計画策定協議会（漁業者、養殖業者、学識経験者等）で計画案を説明、了承
令和4年4月21日 常任委員会説明
4月下旬 海区漁業調整委員会へ諮問
5月 告示

1 第8次栽培漁業基本計画（案）の基本方針

- ①種苗生産と放流に併せて漁獲管理や漁場管理を行い沿岸資源の維持・回復を図る。
 - ②栽培漁業対象種の付加価値と地元利用を高めることで漁業収益向上や浜の活力再生に繋げる。
 - ③つくり育てる漁業の技術に先端技術を導入し、内水面漁業資源の回復や県内養殖事業の安定生産、漁業資源の育成場としての機能や地球温暖化対策の面で重要性が高い藻場の回復に向けた取組や調査研究を強化する。
- ⇒より多面的で環境にも配慮した栽培漁業を展開し、持続可能な漁業、養殖業の推進を目指す。

2 第7次栽培漁業基本計画（平成27～令和3年度）の成果等（主なもの）

- 種苗放流（放流技術の開発）
 - ヒラメ：適切な種苗サイズの放流により高い水準の回収率（11.8%）で推移
 - キジハタ：種苗放流の開始と漁獲規制の実施により漁獲量増
（放流前後の平成27～令和元年平均／平成12～19年平均比で漁獲量が約3.5倍に増加）
 - アユ：親魚放流と産卵場造成により良好な産卵状況を確認
海域で仔魚が高生残であるなど、資源回復に向けた兆しが見られ始めた
 - アワビ類・サザエ：稚貝の適切な放流に加え漁獲管理や漁獲規制の実施により漁獲量増
（アワビ類：1.1倍増・サザエ：1.5倍増 令和元年／平成26年比）
- 養殖振興（儲かる経営体の創出）
 - マサバ：地下海水を利用した陸上養殖により安全性や品質等が評価され、高い市場性を確認
（JR西日本、弓ヶ浜水産）
 - ギンザケ：種苗生産施設の整備等により目標2,000トンに対して1,825トンの生産量（令和2年度）
 - ニジマス：県の養殖振興策により、1社が循環式養殖を開始（日本養魚技術）
国内需要の増加もあり更なる生産量の増大を市場から求められている
 - 蓄養：県の可能性調査を経て、長和瀬漁港で漁業者グループが事業化に向けた取組を進めている。
- 藻場造成（藻場造成技術の開発）
 - 海藻種苗の移植：安価で耐久性のあるアラメの種苗増殖プレートを開発
 - 藻場の減少：ムラサキウニによる食害により県内各地区で藻場の減少を確認

3 第8次栽培漁業基本計画の課題と方針（主なもの）

テーマ	解決すべき課題	方針
種苗放流	・放流効果（費用対効果）及び魚価の向上（ヒラメ、キジハタ）。	・放流魚の水揚げ尾数の向上と併せて、活魚・活〆による魚価向上対策についても、漁業者、漁業協同組合等に積極的に取り組むよう促す。
	・新規漁業者及び将来の漁業者にとって重要な資源である磯根資源（クロアワビ、サザエ）の確保。	・漁獲制限等の資源管理措置を漁業者等が行う場合は、市町村の支援を条件に、県が支援を行い、持続可能な栽培漁業の推進を図る。
養殖振興 （今回新たに柱立て）	・収益性及び市場ニーズが高い対象種（マサバ、ギンザケ、ニジマス）の種苗生産技術及び養殖技術の開発・確立。 ・事業実施に必要な生産基盤（飼育施設等）の整備。	・養殖事業の安定生産及び生産の拡大を図るため、引き続き県及び栽培漁業協会は技術的支援や定期的な巡回指導等を行うとともに、生産拡大に向けた取組を支援する。 ・新技術を活用、県内に普及させる場合は県が助成。
蓄養振興 （今回新たに柱立て）	・低価値（小型マアジ）、未利用資源（駆除ムラサキウニ）の活用。 ・漁港の有効利用。	・引き続き県及び栽培漁業協会は技術的支援や定期的な巡回指導等を行い、蓄養の安定生産及び生産の拡大を図り事業化に向けた取組を進める。
藻場造成の推進	・近年の海洋環境変化（高水温化）や植食性動物（ムラサキウニ等）に対応可能な藻場造成技術（アラムの移植方法等や対象種の見直し等）の開発。	・「鳥取県藻場造成アクションプログラムⅢ」を作成し、中長期的かつ戦略的に藻場造成を進め、漁業者等と連携し豊かな漁場環境（主にクロアワビ、サザエの餌となるアラム場）の保全に努める。 ・特に藻場の衰退に大きな影響を与えているムラサキウニの駆除に積極的に取り組む。 ・水深10～15m付近の深場では新たにツルアラムを用いた藻場造成技術を開発する。

※鳥取県藻場造成アクションプログラムⅢとは、鳥取県沿岸の藻場の回復を図ることにより、豊かな漁場環境を維持・創出し、漁業生産の持続的な拡大を図るための行動計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）

4 第8次栽培漁業基本計画で新たに加えた項目（主なもの）

- ①近年の陸上養殖企業の立地や港内養殖への取組が進んできていることから、養殖振興について柱立てを行い、取組を記載した。
 - (1) 収益性及び市場ニーズが高い対象種の種苗生産技術及び養殖技術の開発に努める。
 - (2) 本県の地理的条件及び気象条件に対応した新しい養殖生産システム（大規模沖合養殖、陸上養殖、漁港内養殖等）の技術開発や推進に努める。
 - (3) 先端技術の活用により生産性の向上と省人化・省力化及び環境に配慮した養殖を推進する。
 - (4) 官民が協力して技術的な課題の解決に取り組み生産の安定化及び事業の定着・拡大を図ることにより、本県水産物の供給体制を強化する。
- ②バイ産卵器やナマコ採苗器など安価で漁業者自ら取り組める産卵・採苗器の開発について柱立てを行い、取組を記載した。
 - (1) 産卵器や採苗器により資源増殖が可能な対象種の試験研究を推進する。
 - (2) 試験研究及び技術開発は試験研究機関と関係漁業者が連携して取り組む。
 - (3) 簡易な資材を活用し安価で環境に優しい産卵器及び採苗器の開発に取り組む。
 - (4) 現場での活用を推進し漁業者による継続した取組体制を構築する。
- ③新たにニジマス、フサイワズタを養殖対象種に追加し、養殖振興を進める。
- ④新たにマアジとムラサキウニを対象とした蓄養振興を進める。
- ⑤新たにツルアラムを藻場造成種、アカモクを藻類増殖種に追加し、技術開発に取り組む。
- ⑥令和4、5年度の2か年で行うムラサキウニの集中駆除について記載する。

松葉がにの令和3年度水揚状況等について

令和4年4月21日
漁業調整課

令和3年漁期（R3.11.6～R4.3.20）の松葉がにの水揚状況がまとまりましたので報告します。

1 令和3年漁期のズワイガニ水揚結果

項目	松葉がに			親がに			若松葉がに			合計		
	数量 (t)	金額 (百万円)	単価 (円/kg)	数量 (t)	金額 (百万円)	単価 (円/kg)	数量 (t)	金額 (百万円)	単価 (円/kg)	数量 (t)	金額 (百万円)	単価 (円/kg)
R3年漁期	240	2,022	8,418	292	1,195	4,090	35	59	1,703	567	3,277	5,775
R2年漁期	363	1,825	5,028	326	1,272	3,904	42	78	1,858	731	3,175	4,344
対前年増減	△123	197	3,389	△34	△77	186	△7	△19	△155	△164	102	1,431
前年比(%)	66%	111%	167%	90%	94%	105%	83%	76%	92%	78%	103%	133%

(円単位で計算し四捨五入しています。)

※合計の水揚金額は、統計のある昭和39年以降で過去最高となり、2年連続で30億円を超えた。

2 特選とっとり松葉がに五輝星について

- (1) 水揚枚数は前年漁期に比べ倍増し、過去最多だった。多かった理由は、漁獲対象（五輝星サイズ：甲幅13.5cm以上）に約10年前の発生の良かった年の群が当たっていると考えられる。
- (2) 水揚金額も前漁期に比べ約倍増し、それぞれの漁期初日（ご祝儀価格）を除けば、平均単価はR1漁期以降高く推移しており、ブランドとして定着してきていると考えられる。（初日を除いた平均単価H30：約24千円、R1：約36千円、R2：約37千円、R3：約33千円）

	合計枚数 (枚)	合計金額 (千円)	平均単価 (円/枚)	最高値 (円/枚)	出現率 (%)
R3	215	8,603	40,016	900	0.050
R2	103	4,691	45,541	500	0.014
R1	117	10,645	90,979	5,000	0.015
H30	101	5,193	51,414	2,000	0.017
H29	45	1,370	30,444	80	0.009
H28	130	4,650	35,769	1,300	0.028
H27	174	4,847	27,857	700	0.035

3 松葉がにTAC管理への対応状況

TAC（漁獲可能量）は850トン（前年漁期947トン）であった。資源状況の悪化や漁船数の減少などにより漁獲量が減少し、最終的なTAC消化率は66.7%となった。漁業者は資源の減少幅を低減させるため、令和元年度に強化した自主規制を継続した。

<漁業者の自主規制の強化状況>

項目	自主規制の内容
松葉がに	甲幅10.5cm未満は水揚げしなかった。11月は脚が3本以上ないもの水揚げを不可とした。
親がに	省令では11月6日～1月20日の漁期を11月6日～12月31日に短縮した。水揚量を日帰り船3,500枚、1晩泊り船6,000枚、1航海船12,000枚に制限した(※)。
若松葉がに	省令では11月6日～3月20日の漁期を2月1日～2月末日に短縮した。水揚量を日帰り船300枚、1晩泊り船500枚、1航海船1,000枚に制限した(※)。
公休日	11月のみ24時間×4回又は32時間×3回以上（船ごとに選択）

(※) 日帰り船…出港から帰港までの時間が24時間以内のもの、1晩泊り船…出港から帰港までの時間が48時間以内を超えないもの、1航海船…出港から帰港までの時間が48時間以上のもの

<県の対応状況>

資料提供	11月7日に初競り、17日に解禁後1週間の水揚状況、11月末、12月末、1月末及び漁期末の水揚状況をマスコミに資料提供した。
関係者情報提供	H30年漁期途中から、日々の漁獲量、漁獲金額及びTAC消化率のモニタリングを実施し、関係漁協、支所及び水産庁境港漁業調整事務所に情報提供した。また、毎週金曜日に鳥取県観光連盟に漁獲量及びTAC消化率を情報提供した。

4 新型コロナウイルス感染症等の影響

今漁期のズワイガニ漁（11月6日～3月20日）は、水揚量は前年比で22%減となったが、平均単価が33%上昇した。単価の上昇は、漁獲量の多い11、12月は新型コロナウイルスの拡大が抑えられていたことにより需要が高まったこと、国内産のズワイガニの代替品となる外国産輸入冷凍ガニが高価格だったことなどが考えられる。

5 次期漁期に向けての対応

本県漁船が操業する海域（日本海系群A海域）のTACは3,000tから2,800t（△6.7%）となる見込みであり、本県のTACも減となる。今後、徐々に資源が回復する見込みだが、次漁期までは今漁期並みの水準の見込みのため、漁獲抑制がかかる可能性は低いと考えられる。限られた資源のため、最新の資源評価（5～6月）を見ながら資源の有効利用策を検討する必要がある。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和4年4月21日
 県産材・林産振興課
 水産振興課

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
県産材・林産振興課 (東部農林事務所人頭事務所)	林道桑原河内線(澗水工区)開設工事	鳥取市 青谷町 澗水	株式会社栗山組 代表取締役社長 栗山 和大	119,460,000円	令和3年8月31日 ～ 令和4年3月17日	(当初契約年月日) 令和3年8月31日	【工事内容】 林道開設工事 L=0(154)m 掘削工 V=2,481m ³ 擁壁工 V=3,408m ³ 7D ² 積工 A=106.6m ² 残土処理工 V=2,281m ³ 排水施設工 L=20m 仮設工 1式	○変更内容(工期の延伸) 残土処分地の計画見直しのため工事の進捗が遅延したことによる工期の延長
					(変更後工期) 令和3年8月31日 ～ 令和4年8月30日	(第1回変更契約年月日) 令和4年3月17日		
県産材・林産振興課 (中部総合事務所農林局)	林業専用道富海福山線開設工事(福山工区)	東伯郡三朝町 福山まか	株式会社クラエー 代表取締役 西村 博文	124,190,000円	令和3年4月1日 ～ 令和3年12月23日	(当初契約年月日) 令和3年3月22日	【工事内容】 施工延長1,120m(160m) 掘削工 18,312m ³ 盛土工 1,318m ³ 残土処理工 15,274m ³ 養生工 10,585.8m ² 路盤工 4,100.3m ² 補強土壁工 5箇所 仮設工 1式	○第1回変更内容(工期の延伸) 令和3年7月豪雨災害の影響及び岩盤の出現により工事の進捗が遅延したことによる工期の延長 ○第2回変更内容 現場の土質条件変化に伴う路側擁壁の見直しによる工事費の増、及び路側擁壁の検討により工事の進捗が遅延したことによる工期の延長
					(変更後工期) 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日	(第1回変更契約年月日) 令和3年12月13日		
				(第2回変更契約額) 125,577,100円 【変更額】 1,387,100円	(変更後工期) 令和3年4月1日 ～ 令和4年8月31日	(第2回変更契約年月日) 令和4年3月22日		
林業専用道富海福山線開設工事(富海工区) (セロ区画)	倉古市富海	打吹建設株式会社 代表取締役 小谷 裕司	138,600,000円	令和3年4月1日 ～ 令和4年1月4日	(当初契約年月日) 令和3年3月19日	【工事内容】 施工延長L=337m(535m) 掘削工 14,750m ³ 盛土工 2,828m ³ 残土処理工 10,156m ³ 路盤工 4,359.7m ² 養生工 3,411.0m ² 補強土壁工 11箇所 仮設工 1式	○第1回変更内容(工期の延伸) 令和3年7月豪雨災害の影響により工事の進捗が遅延したことによる工期の延長 ○第2回変更内容 令和3年7月豪雨により被災した路側の復旧工事の追加及び切土法面緑化面積の増加、並びに被災した進入路の復旧工事この工程調整による工期の延長	
				(変更後工期) 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月25日	(第1回変更契約年月日) 令和3年12月16日			
			(第2回変更契約額) 150,156,600円 【変更額】 11,556,600円	(変更後工期) 令和3年4月1日 ～ 令和4年9月30日	(第2回変更契約年月日) 令和4年3月17日			

【変更分】

主務課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	工 事 内 容	摘 要
水産振興課 (営繕課)	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事(1工区建築)	境港市 昭和町	境漁港高度衛生管理型市場整備事業(1工区)(建築)大松建設・大協組・岩崎組特定建設工事共同企業体 代表者 大松建設株式会社 代表取締役 松浦 啓介	(当初契約額) 2,019,380,000円	令和元年10月10日 ～ 令和4年6月30日	(当初契約年月日) 令和元年10月9日	【工事内容】 境漁港高度衛生管理型市場整備に伴う2号上屋の新築整備工事 ○変更内容 ・他施設(陸送上屋・1号上屋)と仕様を合わせるため、鉄骨及び天井の仕様の変更(減額) ・建設発生土の処分先の変更(増額) ・2階衛生管理研修ホール準備室、1階セリ場北側出入口等々新設(増額)	
				(第1回変更後契約額) 2,013,951,500円 〔 変更額 〔 Δ5,428,500円〕		(第1回変更契約年月日) 令和3年5月24日		
水産振興課 (営繕課)	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事(2工区建築)	境港市 昭和町	境漁港高度衛生管理型市場整備事業(2工区)(建築)平田組・美保子クノス・金田工務店特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社平田組 代表取締役 平田 淳	(当初契約額) 1,875,500,000円	令和元年12月21日 ～ 令和4年6月30日	(当初契約年月日) 令和元年12月20日	【工事内容】 境漁港高度衛生管理型市場整備に伴う2号上屋の新築整備工事 ○変更内容 ・他施設(陸送上屋・1号上屋)と仕様を合わせるため、鉄骨及び天井の仕様の変更(減額) ・本工事車両の往来により破損の恐れがあるため、施工を取りやめた送水ポンプ室棟のアスファルト舗装工事の実施(本工事で実施する予定としていたもの)(増額) ・各室レイアウト及び内装等の変更(増額) ・屋外排水側溝改修の増工(増額) ・侵入車両タイヤ洗浄槽の新設及び既設分改修(増額)	
				(第1回変更後契約額) 1,874,412,100円 〔 変更額 〔 Δ1,087,900円〕		(第1回変更契約年月日) 令和3年5月24日		
水産振興課 (営繕課)	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事(電気設備)	境港市 昭和町	境漁港高度衛生管理型市場整備事業(電気設備)岡田電工・美保子クノス特定建設工事共同企業体 代表者 岡田電工株式会社 代表取締役 鳥橋 祐二	(当初契約額) 396,000,000円	令和2年3月20日 ～ 令和4年6月30日	(当初契約年月日) 令和2年3月19日	【工事内容】 境漁港高度衛生管理型市場整備に伴う2号上屋の新築整備工事 ○変更内容 ・2階衛生管理研修ホール準備室新設に伴う照明設備等の追加(増額) ・監視カメラ設置場所の追加・変更(増額) ・自動火災報知受信機や冷却設備監視盤等を集約した弱電総合の設置(増額) ・1階セリ場の照明設備の配置見直し(減額)	
				(第1回変更後契約額) 400,263,600円 〔 変更額 〔 4,263,600円〕		(第1回変更契約年月日) 令和2年5月12日		
水産振興課 (営繕課)	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事(電気設備)	境港市 昭和町	境漁港高度衛生管理型市場整備事業(電気設備)岡田電工・美保子クノス特定建設工事共同企業体 代表者 岡田電工株式会社 代表取締役 鳥橋 祐二	(当初契約額) 409,009,700円 〔 変更額 〔 8,746,100円〕	令和2年3月20日 ～ 令和4年6月30日	(当初契約年月日) 令和2年3月19日	【工事内容】 境漁港高度衛生管理型市場整備に伴う2号上屋の新築整備工事 ○変更内容 ・2階衛生管理研修ホール準備室新設に伴う照明設備等の追加(増額) ・監視カメラ設置場所の追加・変更(増額) ・自動火災報知受信機や冷却設備監視盤等を集約した弱電総合の設置(増額) ・1階セリ場の照明設備の配置見直し(減額)	
				(第2回変更後契約額) 409,009,700円 〔 変更額 〔 8,746,100円〕		(第2回変更契約年月日) 令和4年3月23日		